

○芸備線に関する利用促進及び在り方に関する協議の状況

1 利用促進に関する状況

(1) 利用促進に関する協議状況 (広域)

令和3年

6月 8日 JR西日本が「芸備線沿線の地域公共交通計画に関する申入れ」を岡山県、広島県、庄原市、新見市に提出

8月 5日 第1回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議

10月 8日 第2回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議

令和4年

2月 7日 第3回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議

5月11日 第4回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議

※JR西日本から将来の地域公共交通の姿について議論を開始したい旨の発言

11月 2日 第5回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議

※「検討会議では在り方の検討は行わない」ことを決定した旨を報告

令和5年

2月 1日 第1回芸備線の状況等に関するヒアリング (岡山県・広島県主催)

5月10日 第2回芸備線の状況等に関するヒアリング (岡山県・広島県主催)

7月20日 第6回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議

8月 2日 第3回芸備線の状況等に関するヒアリング (岡山県・広島県主催)

(2) 利用促進に関する協議状況 (岡山県)

令和4年

7月25日 岡山県JR在来線利用促進検討協議会設立

※県内全市町村が参加

8月31日 第1回岡山県JR在来線利用促進検討協議会

令和5年

1月26日 第2回岡山県JR在来線利用促進検討協議会

8月25日 第3回岡山県JR在来線利用促進検討協議会

(3) 利用促進に関する協議状況 (新見市)

令和3年

9月30日 新見市鉄道利用促進協議会 設立総会

3月10日 第2回新見市鉄道利用促進協議会

令和 4 年

5 月 1 8 日 第 3 回新見市鉄道利用促進協議会（書面）

1 2 月 1 4 日 第 4 回新見市鉄道利用促進協議会（書面）

令和 5 年

2 月 1 3 日 第 5 回新見市鉄道利用促進協議会

5 月 3 1 日 第 6 回新見市鉄道利用促進協議会

1 1 月 1 3 日 第 7 回新見市鉄道利用促進協議会

（４） 利用促進に関する協議状況（議会）

令和 5 年

7 月 1 9 日 JR 芸備線・姫新線・因美線の利用促進と存続をめざす議会議員連盟
設立総会

2 再構築協議に関する状況

令和 5 年

4 月 2 1 日 改正地域交通法成立

1 0 月 1 日 改正地域交通法施行

1 0 月 3 日 JR 西日本が再構築協議会の設置を要請

1 0 月 1 3 日 再構築協議会の組織に関する意見聴取(11/2 期限)

1 1 月 2 日 再構築協議会の組織に関する意見聴取に係る期限変更依頼

1 1 月 6 日 再構築協議会の組織に関する意見聴取期限の変更通知(11/27 期限)

1 1 月 2 7 日 再構築協議会の組織に関する意見書を提出

1 1 月 3 0 日 再構築協議会参加について広島市、安芸高田市、三次市に対して意向
調査(12/15 期限)

1 2 月 1 5 日 再構築協議会参加について回答。広島市と三次市は参加。安芸高田市
は不参加。

令和 6 年

1 月 1 2 日 「備中神代－備後庄原」間を特定区間とする再構築協議会を設置する
ことを関係自治体へ通知

○本市の利用促進事業

令和3年度

- ・ 哲西地域芸備線利用促進事業（乗合タクシーの実証運行：2次交通の改善）
乗合タクシー利用者 R3（平均）：142人/月
- ・ 鉄道利用促進協議会
駅カード作成 当初300枚、追加200枚作製 3カ月で配布終了
県境鉄道サミット R3. 11. 23 備後落合駅周辺で開催 約400人来場
フォトコンテスト 応募総数202点（撮影者総数71人）

令和4年度

- ・ 哲西地域芸備線利用促進事業（乗合タクシー運行時間拡大）
乗合タクシー利用者 R4（平均）：209名/月
- ・ 鉄道利用促進協議会
グループ利用の促進 60組 180名
県境鉄道サミット R4. 11. 27 備後西城駅周辺で開催 約1,000人来場
- ・ 市職員乗車モニター調査
延べ利用者数 152名（芸備線24名 姫新線37名 伯備線93名）
- ・ 新見、高梁、真庭観光連携事業
各市の観光協会と連携したツアーなどを実施

令和5年度

- ・ 公募型鉄道利用促進事業
- ・ 鉄道利用促進協議会（鉄道カレンダーの作成・配布、小中学校利用助成、ICOCA 地域ポイント還元 等）
- ・ 哲西地域芸備線利用促進事業（継続）

○JRローカル線に関する協議等経過

	JRの動き	芸備線に関する動き	ローカル線全体に関する動き	国の動き
令和3年度 6月8日	「芸備線沿線の地域公共交通計画に関する申入れ」を岡山県、広島県、庄原市、新見市に提出 ※検討内容：地域の現状、公共交通の概況、利用状況等の把握及び芸備線の利用促進について			
8月5日		第1回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議		
9月30日			新見市鉄道利用促進協議会設立総会	
10月8日		第2回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議		
2月7日		第3回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議		
3月10日			第2回新見市鉄道利用促進協議会	
令和4年度 5月11日		第4回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議		
5月18日			第3回新見市鉄道利用促進協議会（書面）	
7月25日				国の有識者検討会が「地域の将来と利用者の視点に立ったローカル線の在り方に関する提言」を報告
			岡山県JR在来線利用促進検討協議会設立 ※県内全市町村が参加	

	J Rの動き	芸備線に関する動き	ローカル線全体に関する動き	国の動き
8月31日			第1回岡山県J R在来線利用促進検討協議会	
10月6日			県北4市長（津山市・美作市・真庭市・新見市）からの提案で中国市長会から「持続可能な鉄道網の確立に関する要望」をJ Rに提出	
10月17日			J R姫新線・因美線・津山線沿線市町首長会議	
11月2日		第5回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議		
12月14日			第4回新見市鉄道利用促進協議会（書面）	
1月26日			第2回岡山県J R在来線利用促進検討協議会	
2月1日		第1回芸備線の状況等に関するヒアリング（岡山県・広島県主催）		
2月13日			第5回新見市鉄道利用促進協議会	
令和5年度 4月21日				改正地域交通法成立
5月10日		第2回芸備線の状況等に関するヒアリング（岡山県・広島県主催）		
5月31日			第6回新見市鉄道利用促進協議会	
7月19日			J R芸備線・姫新線・因美線の利用促進と存続をめざす議会議員連盟設立総会	
7月20日		第6回芸備線 庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議		

	J Rの動き	芸備線に関する動き	ローカル線全体に関する動き	国の動き
8月2日		第3回芸備線の状況等に関するヒアリング（岡山県・広島県主催）		
8月25日			第3回岡山県J R在来線利用促進検討協議会	
10月1日				改正地域交通法施行
10月3日	再構築協議会の設置を国へ要請			
10月13日				再構築協議会の組織に関する意見聴取(11/2期限)
11月2日		再構築協議会の組織に関する意見聴取に係る期限変更依頼		
11月6日				再構築協議会の組織に関する意見聴取期限の変更通知(11/27期限)
11月13日			第7回新見市鉄道利用促進協議会	
11月21日		再構築協議会の組織に関する意見聴取に対する回答に係る市長コメントを発出		
11月27日		再構築協議会の組織に関する意見書を提出		
11月30日				再構築協議会参加について広島市、安芸高田市、三次市に対して意向調査(12/15期限)
12月15日				再構築協議会参加について回答。広島市と三次市は参加。安芸高田市は不参加。
1月12日				「備中神代ー備後庄原」間を対象に再構築協議会を設置することを関係自治体へ通知

1.【制度】 地域交通法等の改正の概要

(※令和5年4月28日 公布)

地域交通法の概要

地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する**地域公共交通の活性化及び再生**」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定める。（平成19年制定）

地域公共交通計画

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**

- **全ての地方公共団体**に対して**作成の努力義務** ※計画作成数：835件（2023年度末時点）
- 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「**法定協議会**」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

地域公共交通特定事業

地域の実情に応じた取組の実施を円滑化するため、**地域公共交通計画に盛り込む**ことができる法定事業

- | | | |
|--|---|---|
| ◇ 軌道運送高度化事業
LRT（Light Rail Transit）の整備 | ◇ 道路運送高度化事業
BRT（Bus Rapid Transit）の整備 | ◇ 鉄道事業再構築事業
鉄道の上下分離等 |
| ◇ 地域旅客運送サービス継続事業
公募を通じた廃止予定路線の交通の維持 | ◇ 貨客運送効率化事業
貨客混載の導入 | ◇ 地域公共交通利便増進事業
路線、ダイヤ、運賃等の見直しによるサービス改善等 |



実施計画

- 個々の**特定事業**について、地方公共団体・事業者が実施計画を作成
- 実施計画について**国土交通大臣の認定**を受けた場合、**予算上の措置**（地域公共交通確保維持改善事業等）や**法律上のワンストップ特例**（許認可手続の一元化）などの特例措置

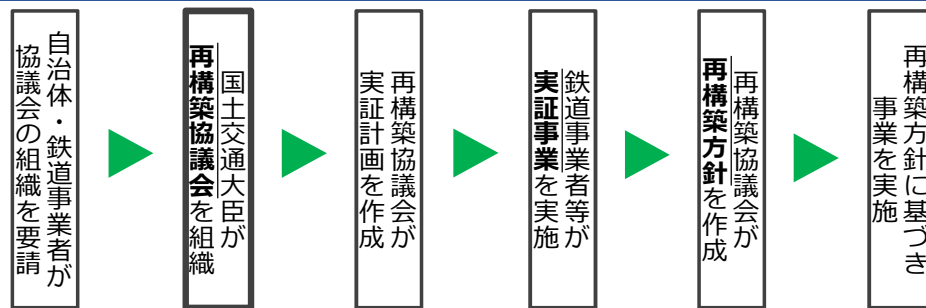
地域交通法等改正法(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号))

地域の関係者の連携と協働の促進【地域交通法】

- ・**目的規定**に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、**国の努力義務**として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加。
- ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、**地域公共交通計画への記載**に努める事項として追加。

ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充【地域交通法】

- ・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「**再構築協議会**」を創設（協議会の開催、調査・実証事業等に対して国が支援）。
- ・また、協議会において①鉄道輸送の維持・高度化 ②バス等への転換のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは**再構築方針を作成**。国は協議が調うよう積極的に関与。
- ・国は、大臣認定を受けた同事業によるインフラ整備に取り組む自治体について、社会資本整備総合交付金等により支援。 <予算>



(協議会では「廃止ありき」「存続ありき」の前提を置かずに議論)

※ J R各社は、引き続き J R会社法に基づく「大臣指針」を遵守し、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえて現に営業する路線の適切な維持等に努めることが前提

バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充【地域交通法】

「地域公共交通利便増進事業」の拡充

- ・自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「**エリア一括協定運行事業**」を創設。
- ・国は、**複数年の支援総額を事前明示**するとともに、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援（上下分離も可能）。 <予算>

「道路運送高度化事業」の拡充

- ・AIオンデマンド、キャッシュレス決済、EVバスの導入等の**交通DX・GXを推進**する事業を創設。
- ・国は、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援するとともに、(独)鉄道・運輸機構の出融資や固定資産税の特例措置により支援できるよう措置。 <予算・財投・税制>



鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設【鉄道事業法・道路運送法】

地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする**協議運賃制度**を創設。
(※乗合バスについては、平成18年より協議運賃制度を導入済。)

【目標・効果】：再構築協議会における協議や地域の関係者との連携・協働を通じ、地域交通を再構築
(KPI) 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数：67件（2022年10月時点）⇒300件（2027年度）

ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設【地域交通法】

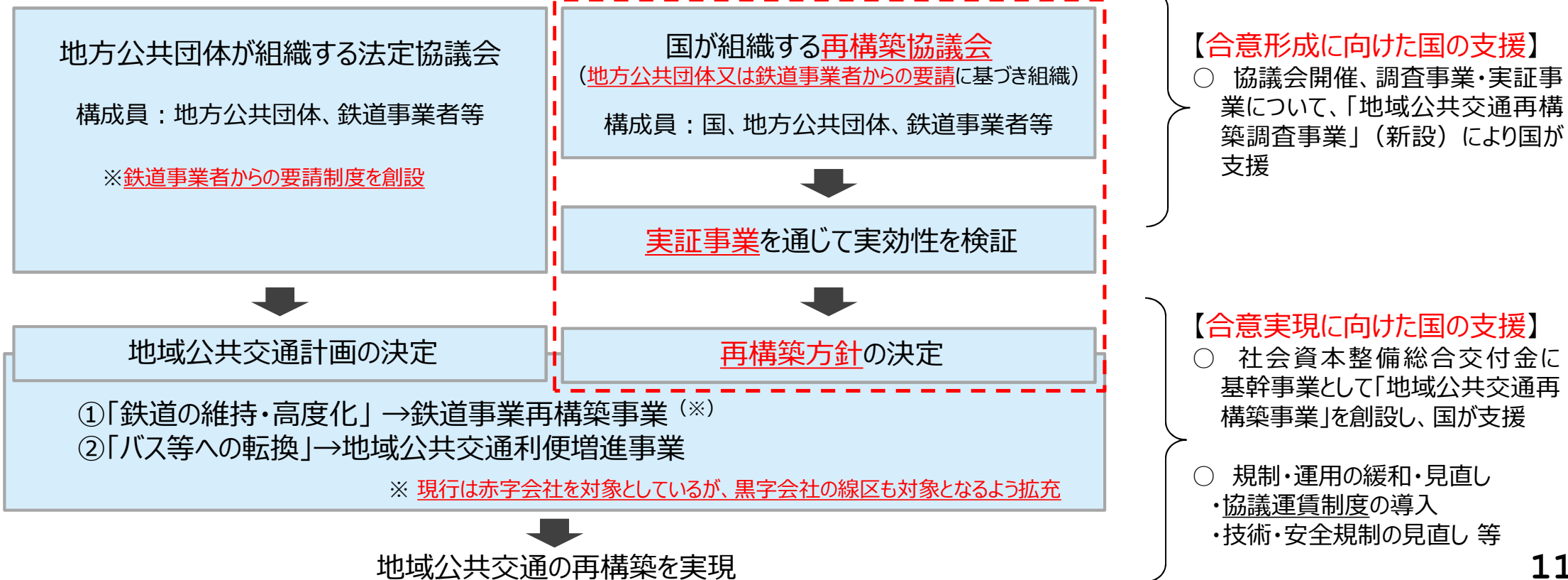
背景・必要性

- 人口減少やマイカーへの転移、都市構造やライフスタイルの変化など、ローカル鉄道を取り巻く環境は大きく変化。
- 民間事業者任せにしている、利便性と持続可能性の高い地域公共交通を維持していくことが困難になりつつあり、沿線自治体を含む関係者が一丸となって望ましい地域公共交通の在り方を議論する必要。

概要

- 地方公共団体又は鉄道事業者は、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な線区（特定区間）について、国土交通大臣に「再構築協議会」の組織を要請。
- 国土交通大臣は、関係地方公共団体に意見を聴取し必要と認める場合、再構築協議会を組織。

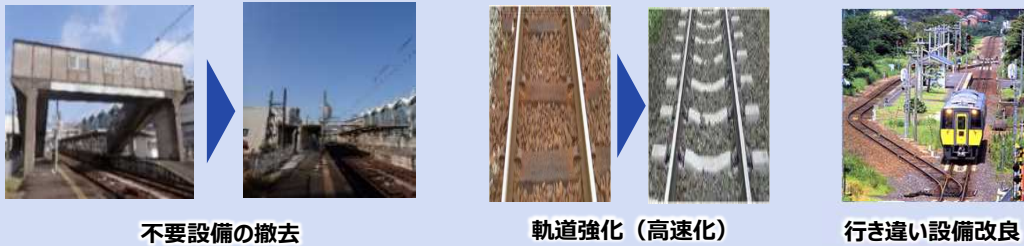
【ローカル鉄道の再構築のフロー】



ローカル鉄道の再構築のイメージ【地域交通法】

鉄道の維持・高度化

■ 設備整備



■ 外部資源を活用した駅の活性化



■ GX・DX対応車両等への転換



■ 事業構造の見直し



■ 利便性向上



MaaS (Mobility as a Service)



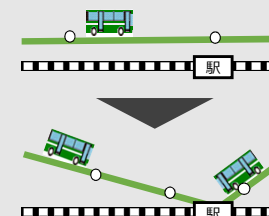
チケットのQRコード化



クレジットカードのタッチ決済

●● 駅発車時刻表		●● 駅発車時刻表	
××方面		××方面	
6		6	
7	30	7	30
8	0	8	0 30
9		9	
10		10	
11		11	
12	0	12	0
13		13	
14		14	
15	30	15	30
16		16	
17	30	17	30
18		18	0
19		19	

便数増加



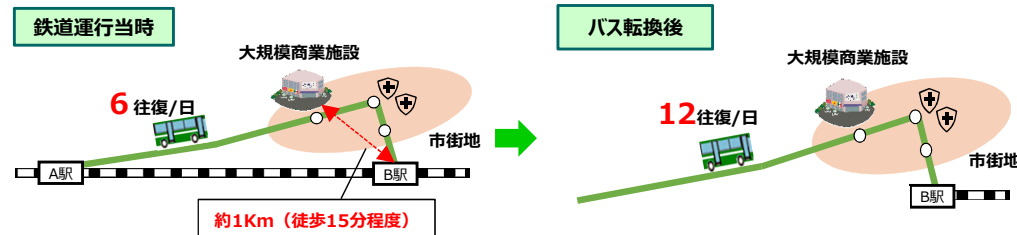
並行バスのフィーダー化



AIオンデマンドの活用

バス等への転換

■ BRT・バスへの転換



■ GX・DX対応車両等への転換



■ 設備整備



別紙1

再構築協議会の組織に関する要請

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第29条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり再構築協議会を組織することを要請いたします。

記

1. 要請する路線

芸備線

2. 要請する路線の運行の状況

普通列車のみ運行。

優等列車及び貨物列車の設定なし。

3. 要請する区間

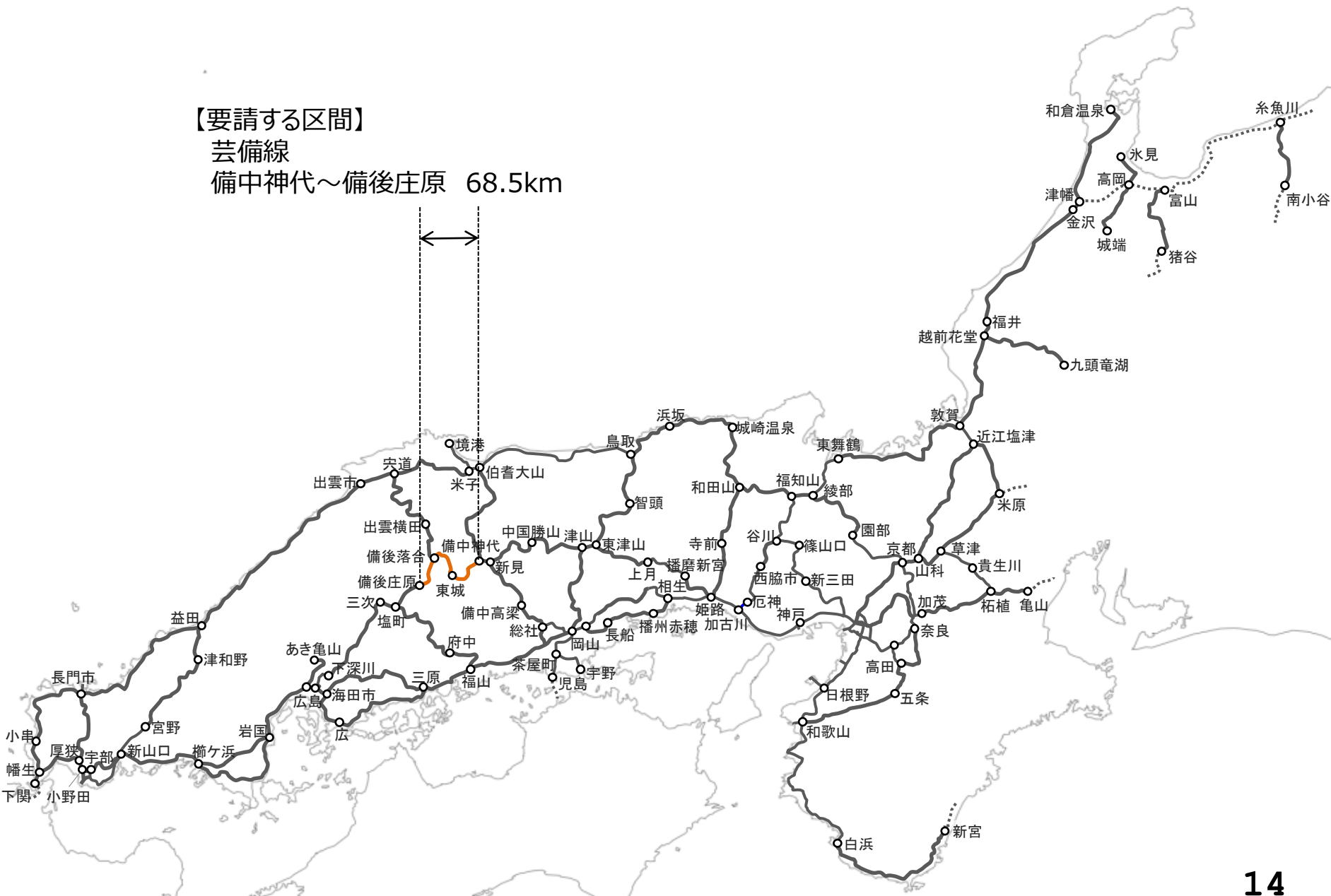
備中神代駅（岡山県新見市）～備後庄原駅（広島県庄原市）

4. 要請する理由

芸備線につきましては、これまで地域の皆さまと共に様々な利用促進、地域活性化の取り組みを行ってまいりました。一方、人口減少や少子高齢化に加え、道路整備や道路を中心としたまちづくりの進展など同線を取り巻く環境の大きな変化と共に、ご利用は大きく減少しております。特に、備中神代駅～備後庄原駅間につきましては、将来の地域のまちづくり計画と移動ニーズに適した持続可能な交通体系の実現に向けて、地域の皆様と議論をすることが必要であると認識しております。

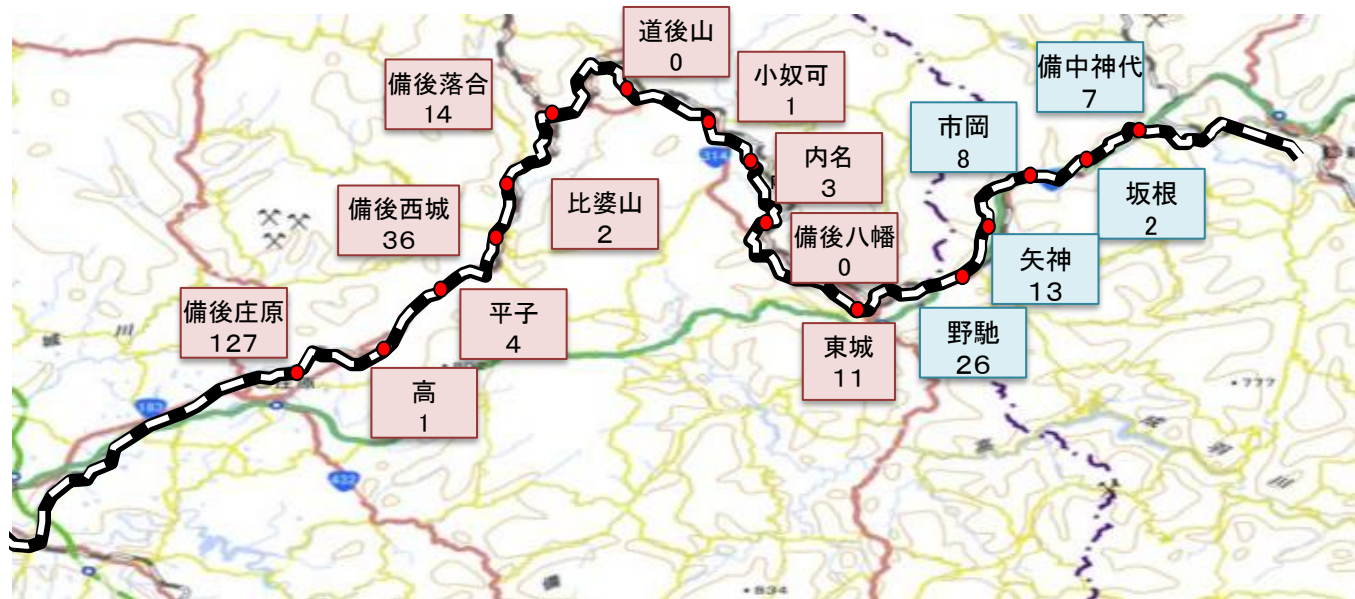
路線図

【要請する区間】
芸備線
備中神代～備後庄原 68.5km

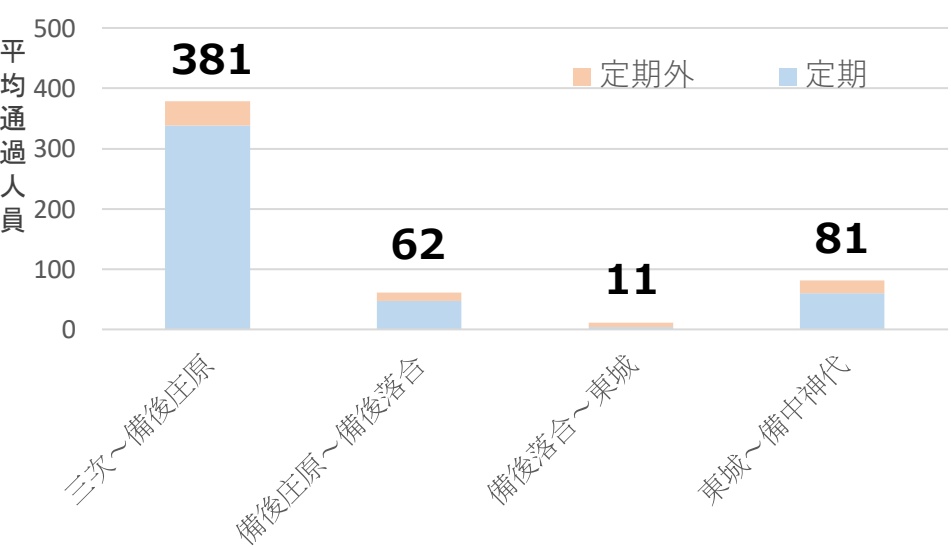


ご利用状況

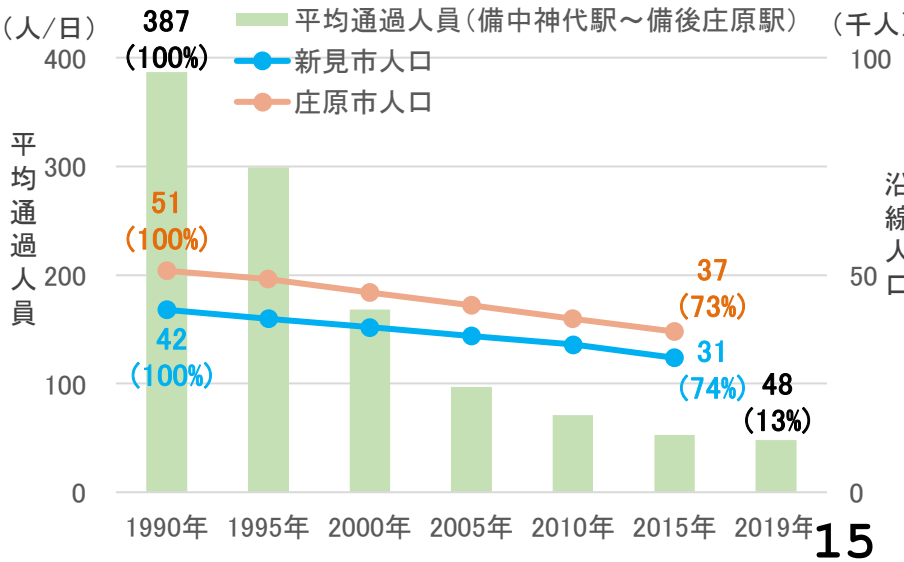
○ 駅別乗車人員(2019年度)(人/日)



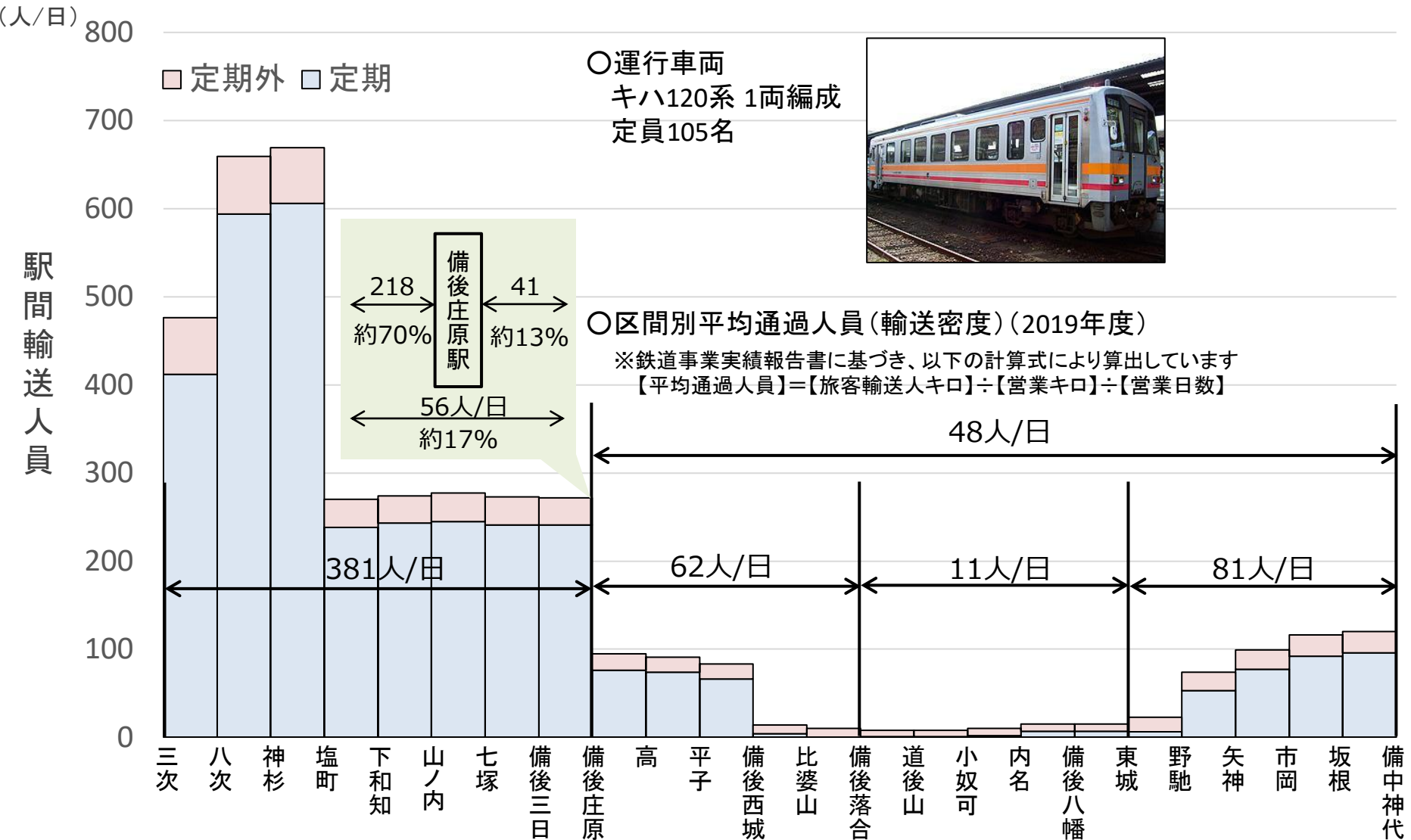
○ 区間別平均通過人員(2019年度)(人/日)



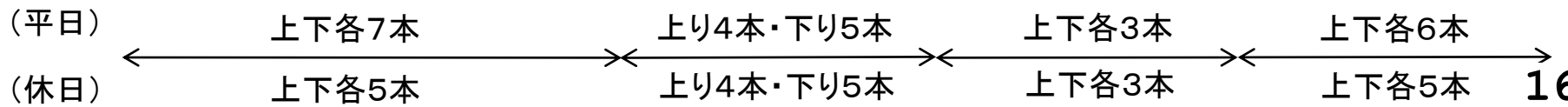
○ 沿線人口と平均通過人員の推移



ご利用状況



○列車本数(2023年10月)



新交(交)第24号
令和5年11月27日

国土交通省中国運輸局長 殿

岡山県新見市長 戎



再構築協議会の組織に関する意見の提出について

令和5年10月13日付け、中国鉄計第90号により意見照会のあったことについて、下記のとおり、意見を提出いたします。

記

- 1 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針二3の協議会その他の協議会（以下「活性化協議会等」という。）において協議を行うか、再構築協議会での協議に参加するかの別について

要請のあった路線及び区間のうち、岡山県域にかかる区間については、活性化協議会等に該当する新見市地域公共交通会議において、協議を行うことを希望する。

ただし、再構築協議会が設置された場合は、再構築協議会での協議に参加することとする。

- 2 活性化協議会等で協議する場合はその理由

芸備線は、新見市地域公共交通計画において、市の公共交通体系の骨格を成す基幹交通として位置付けられている路線であり、その在り方は、市の公共交通政策の根幹に関わる。このため、芸備線の再構築について検討する際には、芸備線沿線地域だけでなく、市全体への影響についても考慮する必要がある。公共交通全体の維持・活性化について幅広く議論する場である新見市地域公共交通会議において、国の関与を受けながら協議を行うことが望ましいと考える。

なお、当該会議において協議を行う場合には、既に構成員となっている中国運輸局岡山運輸支局に加え、鉄道事業を所管し、かつ県域を越える広域的な視点を有する者として、中国運輸局（本局）にも参加をお願いしたい。

- 3 地域交通法第29条の3第5項第4号又は第6号の構成員として適切と考える者がある場合、その者の名称及び当該者が適切と考える理由

現時点において、再構築協議会の構成員についての意見はない。

4 その他再構築協議会の組織等に関する意見

再構築協議会が設置された場合は、記1のとおり、本市も協議会に参加することとしたいので、岡山県及び本市の意見が十分に反映される協議体制とするとともに、運営にあたっては、協議内容が市全体へ与える影響について配慮するようお願いしたい。

<本件問い合わせ先>

新見市福祉部交通対策課 交通企画係（担当：榎本、黒田）

住所 〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3

電話 0867-72-6122

E-mail yutaka-kashimoto@city.niimi.lg.jp

令和6年1月12日

芸備線再構築協議会の設置について

— 改正地域交通法に基づく再構築協議会制度を全国で初めて適用 —

令和5年10月3日に西日本旅客鉄道株式会社から行われた地域交通法^{*}第29条の3第1項に基づく再構築協議会の設置に関する要請を受け、中国運輸局は、関係する地方公共団体への意見聴取を実施した上で、再構築協議会の設置について検討してまいりました。

^{*}地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

本日1月12日、要請に係る区間を同条第3項の特定区間とする再構築協議会の設置を決定し、再構築協議会の構成員等に通知しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、第1回芸備線再構築協議会の開催日については、令和5年度中の開催を目処に調整中です。開催が決まりましたら、別途、お知らせいたします。

記

【芸備線再構築協議会の概要について】^{*}別添参照

名 称：芸備線再構築協議会

対象路線：芸備線

特定区間：備中神代駅～備後庄原駅

^{*}広域的な見地から特定区間以外の区間も含めて備中神代駅～広島駅の区間について議論を行う

構 成 員：中国運輸局、岡山県、広島県、新見市、庄原市、三次市、広島市、JR西日本 ほか

【問合せ】

中国運輸局 鉄 道 部 計 画 課 ^{えんきた} 遠北・落合・佐藤

TEL:082-228-8797

交通政策部 交通企画課 河野・寺崎

TEL:082-228-3495

構 成 員

国	国土交通省中国運輸局（議長）
	国土交通省中国地方整備局
地方公共団体	岡山県
	広島県
	新見市
	庄原市
	三次市
	広島市
鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社
	西日本旅客鉄道株式会社広島支社
公共交通事業者	公益社団法人岡山県バス協会
	公益社団法人広島県バス協会
公安委員会	岡山県警察本部
	広島県警察本部
学識経験者	呉工業高等専門学校環境都市工学分野 神田佑亮教授

【これまでの経緯】

- 令和5年10月3日、JR西日本が、地域交通法に基づき、備中神代駅～備後庄原駅間における再構築協議会の設置を要請
- 10月13日、要請区間をその区域に含む自治体である広島県・岡山県・庄原市・新見市に対し、再構築協議会の設置に関する意見聴取を実施
- 11月27日、一度の期限延長を経て、意見聴取を実施した2県2市がそれぞれ意見を提出
- 中国運輸局は、「国が再構築協議会を設置する場合には2県2市が再構築協議会に参加する」との意見を受け、再構築協議会を設置する方向で調整
- 11月30日、広島県からの「庄原市以外の全沿線市とも芸備線の広域的な取組について議論したい」との意見を受け、広島市・安芸高田市・三次市に対し、再構築協議会の参加意向について意見聴取を実施
- 12月11日に安芸高田市が、12月15日に広島市・三次市が、それぞれ意見を提出
- 令和6年1月12日、中国運輸局が芸備線再構築協議会の設置を正式発表